

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る 補正予算を専決

～住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金及び

住民税非課税世帯等へのこども加算を支給

補正予算額 16億4千3百万円を計上～

本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている市民の生活や暮らしを支援するため、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る補正予算を編成しました。

補正予算の内容は、住民税均等割のみ課税世帯に対して臨時特別給付金を支給するとともに、18歳以下の児童がいる住民税非課税世帯等に対してこども加算を支給する事業であり、一日でも早く対象世帯にお届けするため、地方自治法第179条第1項の規定により、本日1月22日付で市長専決処分しました。

1 補正予算の内容（一般会計）

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 (別添資料参照)	16億4千3百万円
--------------------------------	-----------

2 その他

補正予算の内容の詳細については、資料「補正予算の概要」を作成していますので、資料請求は広報プロモーション課(042-620-7228)までご連絡ください。

<問い合わせ>

補正予算全般に関する事項 財政部財政課長 秋間 電話042-620-7209

事業の内容に関する事項 福祉部生活自立支援課長兼福祉部物価高騰対策給付金担当課長
浅岡 電話042-620-7460

(単位 千円)

都市像	2	施策番号	8	重 テ マ		取組方針		予算科目	3	1	1
事務事業名	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 【国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」によるもの】						福祉部生活自立支援課				
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源					
補正前	7,835,000	7,835,000									
今回補正	1,643,000	1,643,000									
補正後	9,478,000	9,478,000									

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている市民の生活や暮らしを支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に対して臨時特別給付金を支給するとともに、18歳以下の児童がいる住民税非課税世帯等に対してこども加算を支給する経費を補正する。なお、年度内での事業完了が不可能なことから、繰越額を増額して事業費を翌年度に繰り越す。

確認書等郵送料	1,729
コールセンター・申請受付等業務委託料	29,027
住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金	1,000,000
対象世帯数	10,000世帯
こども加算	600,000
対象児童数	12,000人

給付金の内容

区分	住民税均等割のみ課税世帯	こども加算
給付額	1世帯当たり 100,000円	児童1人当たり 50,000円
基準日	令和5年(2023年)12月1日	
給付対象者	令和5年度(2023年度)住民税均等割のみ課税である世帯(1)	・世帯全員の令和5年度(2023年度)住民税均等割が非課税である世帯 ・令和5年度(2023年度)住民税均等割のみ課税である世帯
加算対象となる児童の範囲		18歳以下の児童(2)
給付開始時期	令和6年(2024年)3月 (原則、確認書を受付後速やかに支給)	

1 住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(住民税非課税世帯を除く)

2 平成17年(2005年)4月2日以降に出生した児童

給付金イメージ

低所得者の子育て世帯
(世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算)

住民税均等割非課税世帯
(1世帯7万円追加給付(1))

住民税均等割非課税世帯
(1世帯3万円給付(2))

住民税均等割のみ
課税世帯
(1世帯10万円給付)

- 1 令和5年(2023年)11月(追加)補正予算で計上済
- 2 令和5年(2023年)6月補正予算で計上し支給済

[繰越明許費の変更]